# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名         |         |
|-------|--------------|---------|
| 6     | 国民健康保険に関する事務 | 基礎項目評価書 |

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京田辺市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

京田辺市長

#### 公表日

令和3年9月1日

#### I 関連情報

連絡先

| 1 関連情報        |  |
|---------------|--|
| 1. 特定個人情報ファイル | レを取り扱う事務   |
| ①事務の名称        | 国民健康保険に関する事務   |
| ②事務の概要        | 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行っている。  国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する所答 (2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理(3)保険給付の支給 (4)保険医療機関等への一部負担金に係る措置 (5)保険給付の一時差止め  なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 |
| ③システムの名称      | 基幹業務支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル | υ <mark>名</mark>   |
| 国民健康保険情報ファイル、 | 統合宛名ファイル   |
| 3. 個人番号の利用    |  |
| 法令上の根拠        | 番号法第9条第1項、別表第一項番30   |
| 4. 情報提供ネットワーク | システムによる情報連携  |
| ①実施の有無        | <ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(実施する)</li><li>(実施しない)</li><li>(3)未定</li></ul>  |
| ②法令上の根拠       | 番号法第19条第8号、別表第二<br>【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120<br>【情報照会】項番27、42、43、44、45  |
| 5. 評価実施機関におけ  | る担当部署  |
| ①部署           | 市民部国保医療課   |
| ②所属長の役職名      | 国保医療課長   |
| 6. 他の評価実施機関   |  |
| なし            |  |
| 7. 特定個人情報の開示  | :-訂正-利用停止請求  |
| 請求先           | 京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所 総務部総務室 電話0774-63-1122(代表)   |
| 8. 特定個人情報ファイル | レの取扱いに関する問合せ   |

京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所 総務部総務室 電話0774-63-1122(代表)

## Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                    |  |              |              |      |                           |  |  |  |
|--|--|--------------|--------------|------|---------------------------|--|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                           |  | [            | 1万人以上10万人:   | 未満 ] | 2) 1,000人以上<br>3) 1万人以上10 | 1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満 |  |  |
| いつ時点の計数か                                   |  |              | 平成31年4月1日 時点 |      |                           |  |  |  |
| 2. 取扱者数                                    |  |              |              |      |                           |  |  |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か             |  | [            | 500人未満       | ]    | <選択肢><br>1) 500人以上        | 2) 500人未満  |  |  |
|  |  | 平成31年4月1日 時点 |              |      |                           |  |  |  |
| 3. 重大事故                                    |  |              |              |      |                           |  |  |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人<br>情報に関する重大事故が発生したか |  | [            | 発生なし         | ]    | <選択肢><br>1) 発生あり          | 2) 発生なし  |  |  |

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                 |      |            |        |  |  |  |  |  |
|---|------|------------|--------|--|--|--|--|--|
| [    基礎   | 項目評価 | 書 ]        |        | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |  |  |  |  |
| 2)又は3)を選択した評価実施<br>されている。                             | 施機関に | ついては、それぞれ፤ | 重点項目評例 | 価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載                                       |  |  |  |  |
| 2. 特定個人情報の入手(付  | 青報提供 | ネットワークシステ  | ムを通じが  | た入手を除く。)   |  |  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                            | [    | 十分である      | 1      | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>2)十分である<br>3)課題が残されている                   |  |  |  |  |
| 3. 特定個人情報の使用  |      |            |        |  |  |  |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に<br>必要のない情報との紐付けが<br>行われるリスクへの対策は十<br>分か | [    | 十分である      | ]      | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>2)十分である<br>3)課題が残されている                   |  |  |  |  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か       | [    | 十分である      | ]      | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>2)十分である<br>3)課題が残されている                   |  |  |  |  |
| 4. 特定個人情報ファイルの  | り取扱い | の委託        |        | [ ]委託しない   |  |  |  |  |
| 委託先における不正な使用<br>等のリスクへの対策は十分か                         | [    | 十分である      | ]      | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>2)十分である<br>3)課題が残されている                   |  |  |  |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転                                       | (委託や | 情報提供ネットワー  | クシステムを |  |  |  |  |  |
| 不正な提供・移転が行われる<br>リスクへの対策は十分か                          | [    | 十分である      | ]      | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>2)十分である<br>3)課題が残されている                   |  |  |  |  |
| 6. 情報提供ネットワークシ  | ステムと | の接続        |        | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)  |  |  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                            | [    | 十分である      | ]      | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>2)十分である<br>3)課題が残されている                   |  |  |  |  |
| 不正な提供が行われるリスク<br>への対策は十分か                             | [    | 十分である      | ]      | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>2)十分である<br>3)課題が残されている                   |  |  |  |  |
| 7. 特定個人情報の保管・ジ  | 肖去   |            |        |  |  |  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅<br>失・毀損リスクへの対策は十<br>分か                   | [    | 十分である      | ]      | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>2)十分である<br>3)課題が残されている                   |  |  |  |  |
| 8. 監査   |      |            |        |  |  |  |  |  |
| 実施の有無   | [0]  | 自己点検       | [ ]    | 内部監査 [ ] 外部監査  |  |  |  |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓  | 発    |            |        |  |  |  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [    | 十分に行っている   | ]      | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない          |  |  |  |  |

### 変更箇所

| 変更日         | 項目                           | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                   |
|-------------|------------------------------|---|---|------|-----------------------------|
| 平成28年11月15日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称 | 基幹業務支援システム、国民健康保険システム、国保総合システム、住民台帳システム、統合宛名システム、中間サーバー   | 基幹業務支援システム、国民健康保険システム、国保総合システム、住民台帳システム、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム  | 事前   |                             |
| 令和2年3月27日   | I -1-③システムの名称                | 基幹業務支援システム、国民健康保険システム、国保総合システム、住民台帳システム、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム  | 基幹業務支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム   | 事後   | 修正                          |
| 令和2年3月27日   | I -4-②法令上の根拠                 | 番号法第19条第7号、別表第二<br>【情報提供】項番1、2、3、4、5、12、15、17、22、<br>26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、<br>87、88、93、97、106、109、120<br>【情報照会】項番27、42、43、44、45 | 番号法第19条第7号、別表第二<br>【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、<br>22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、<br>80、87、88、93、97、106、109、120<br>【情報照会】項番27、42、43、44、45 | 事後   | 修正                          |
| 令和3年9月1日    | I-4-②法令上の根拠                  | 番号法第19条第7号  | 番号法第19条第8号  | 事後   | 番号法の改正に伴い、法令上の根拠に号ずれが生じるため。 |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |
|             |                              |   |   |      |                             |